

人材紹介に関する契約書

(以下「甲」という)と、株式会社看ゴシエイト(以下「乙」という)は、甲が乙に対して、甲の正社員等の採用を目的とした人材紹介(以下「本業務」という)を依頼し、これを乙が受諾することについて、以下のとおり契約(以下「本契約」という)する。

第1条(定義) 本契約における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 人材紹介とは、乙が甲及び求職者の申込みを受け、甲と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することをいう。
- (2) 新規採用者とは、乙が甲に紹介し甲が採用することを決定した者をいう。
- (3) 個人情報とは生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と安易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む)をいう。
- (4) 理論年収とは、年次給与の12か月分(年俸制をとる場合は年俸額)、理論上の通年賞与及び新規採用者と同等の甲の被雇用者に対し支払われる諸手当(通勤手当を除く)の合計額をいう。

第2条(甲の通知・協力義務) 甲は、乙の紹介する求職者に関して自ら選考の上採用するか否かを決定した場合は、乙を通じて当該求職者に対し直ちにその旨を通知しなければならない。

2. 甲は乙に対し、自己の求める求人像の特定に協力し、乙の請求に応じて会社案内等の資料提供を行う。
3. 甲は、乙が求職者を紹介した後に、当該求職者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。
4. 甲は、乙から紹介された求職者が他企業の求人に応募する場合があることを予め承認する。
5. 甲は、求職者が在職している企業、若しくは在職していた企業に連絡をしてはならない。ただし、甲が乙を通じて求職者の承認を得た場合はこの限りではない。
6. 甲は、新規採用者の内定を取り消す場合は、既に甲と新規採用者との雇用契約が成立していることに鑑み、乙に通知の上全て自己の責任において新規採用者との間に発生する紛争を処理する。

第3条（守秘義務） 甲及び乙は、相手方より開示された営業機密に類する企業情報及び本契約の内容を秘密に保持し、第三者に対して開示してはならず、又本契約の目的以外で使用してはならない。

2. 次の各号のいずれかに該当するものについては前項の規定は適用しない。

- (1) 相手方から開示を受ける前に既に自己が保有していたもの。
- (2) 相手方から開示を受ける前に既に公知又は公用となっていたもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後に自己の責によらずに公知又は公用となっていたもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。
- (5) 相手方から開示を受けた情報によらず独自に開発したもの。

第4条（個人情報） 甲及び乙は、甲が乙の紹介する求職者を採用するか否かにかかわらず、紹介される全ての求職者の個人情報が法令により保護される対象であることを確認する。

2. 乙は求人条件に何ら関連のない求職者の病歴等の機微な個人情報については、求職者より収集せず甲に対して開示又は提供しない。

3. 甲及び乙は個人情報を自己の責任による適切な管理のもとに秘密として取扱い、求職者本人の事前の承諾なくして第三者に開示してはならず、又本業務以外の目的で使用してはならない。

4. 甲及び乙は、本業務に必要な範囲を超えて個人情報を加工又は複製してはならない。

5. 甲は、乙により紹介されたが採用をしなかった求職者の個人情報については、不採用決定後直ちに復元不可能な方法にて処分する。

第5条（報告義務） 甲及び乙は、前2条に規定する情報（以下「秘密情報」という）が漏洩した場合又は漏洩したおそれがある場合、直ちにその内容を相手方に報告し、相手方と協議の上適切な対応をとらなければならない。

第6条（報酬額と支払方法） 甲による求職者の採用決定後、甲は乙に対し本業務の報酬を支払うものとし、その金額は新規採用者の理論年収額の25%（税別）とする。

2. 前項は、第2条第1項の不採用の通知日から1年間以内に、甲が乙を経由せず当該求職者に雇用の申し込みを当該求職者がこれを承諾した場合、又は甲の斡旋により甲の関係会社が当該求職者を採用した場合にも適用される。

3. 乙は甲に対し、第1項の報酬額及びこれに係る消費税を新規採用者の入社を確認後、請求し、甲はこれを新規採用者の入社日の属する月の末日締め、翌月末支払いを期限内に乙指定の銀行口座に振込により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第7条（報酬の返金） 乙は、新規採用者が自己都合（死亡等、甲の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合、7日以内 100%、30日以内 50%、90日以内 30%、120日 10%を甲に対して返還する。この場合甲は乙に対し、新規採用者の退職日より一ヶ月以内に退職の事実を書面により通知し、乙はこれを受け退職を確認した上で甲へ返還する。

第8条（解約） 甲又は乙は、相手方が本契約の定めに違反した場合において、その違反の是正を要求したにもかかわらずその要求の日から14日以内に相手方の違反が是正されないときは、書面による通知により本契約を解約することができる。

2. 甲又は乙において次の次号の一にでも該当するときは、相手方何らの催告なしに本契約を直ちに解約することができる。

- (1) 財産上の信用にかかわる差押、強制執行、競売等の申立てがあったとき。
- (2) 民事再生、会社更生、破産、特別清算手続等の申立てがあったとき。
- (3) 正当な理由なく公租公課を滞納して差押を受けたとき。
- (4) 財産上の信用にかかわる担保権の実行があったとき。
- (5) 手形、小切手を不渡りとしたとき又は支払停止若しくは債務超過となったとき。
- (6) 法人を解散したとき。ただし、予め相手方が書面による承諾をなした場合はこの限りではない。
- (7) 乙が関連諸法令に違反し事業の許可を取り消され若しくは事業停止命令を受け、又はその有効期間の更新ができなかったとき。
- (8) その他全各号に準ずる行為があったとき。

第9条（期間） 本契約の有効期間は契約締結日より1年間とする。ただし、本契約の期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも書面により相手方に対し本契約を終了する旨の通知がない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間更新され以後も同様とする。

2. 本契約が期間満了又は解約により終了した場合においても、第3条、第4条、第5条、第10条、第11条はなおも効力を有する。

第10条（反社会的勢力の排除）

- (1) 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力等」という）に該当しないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し且つ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ①反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④反社会的勢力等に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他上記各号に準ずる行為

(3) 甲及び乙は、相手方が前二項に該当した場合、相手方への通知を行うことなく本契約を解約することができ、本項に基づき本契約が解約された場合、相手方は全ての期限の利益を失う。尚、本項に基づく本契約の解約は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第11条（紛争解決） 本契約に定のない事項又は本契約の解釈に関して疑義のある事項については、甲及び乙は誠意をもって協議の上解決する。万一協議が整わない場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自各1通を保有する。

年 月 日

甲：

乙：東京都新宿区若葉 3-8-3-805

株式会社 看ゴシエイト

代表取締役 吉岡 正善

